泊発電所 3 号炉審查資料 資料 番号 資料 1 - 6 提出年月日 令和5年4月28日

泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 技術的能力審査基準1.0について

No.	条文	 まとめ資料	比較表	適正化予定内容		
		ページ番号	ページ番号			
以下,	, No.1~9は、誤記によるまとめ資料と比較表の相違する箇所の適正化予定の内容をリスト化した。下線部は相違点を示す。					
1	技術的能力審査基準1.0	1.0-110	1.0-119	まとめ資料)まず、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプを優先する。 比較表) まず、重大事故対処設備である代替格納容器スプレイポンプを優先する。 比較表をまとめ資料の記載内容に修正する。		
2	技術的能力審査基準1.0	1.0-124	1.0-136	まとめ資料)格納容器の破損を防止する格納容器スプレイ,格納容器内自然対流冷及び比較表) 格納容器の破損を防止する格納容器スプレイ,格納容器内自然対流冷却及びまとめ資料を比較表の記載内容に修正する。		
3	技術的能力審査基 準1.0	1.0.6-別紙1-3	1.0.6-151	「表5 現場における運転員の作業に関し考慮した事項」 まとめ資料)訓練により計測し、携行型通話装置の使用は一律に設定した。 比較表) 訓練により計測し、携行型通話装置の使用は一律1分に設定した。 まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。		
4	技術的能力審查基準1.0	1.0.9-5	1.0.9-17	まとめ資料)発電所災害対策要員のうち運転員,災害対策要員(<u>運転員班員</u>)及び保修課員は, 比較表)発電所災害対策要員のうち運転員,災害対策要員(<u>運転班員</u>)及び保修課員は, まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。		
5	技術的能力審查基準1.0	1.0.9-5	1.0.9-17	まとめ資料)操作を行うことにより <u>一</u> 普段から,設備について <u>の</u> 習熟を図る。 比較表) 操作を行うことにより普段から,設備について習熟を図る。 比較表をまとめ資料の記載内容に修正する。		
6	技術的能力審查基準1.0	1.0.9-5	1.0.9-17	まとめ資料)定期試験、保守管理等を自らが実施することにより、普段から、可搬型重大事故等対処設備等比較表) 定期試験、保守管理等を自らが実施することにより、普段から可搬型重大事故等対処設備等 比較表をまとめ資料の記載内容に修正する。		
7	技術的能力審查基 準1.0	1.0.9-5	1.0.9-17	まとめ資料)保修課員点検において、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、 比較表) 保修課員 <u>は設備の</u> 点検において、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、 まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。		

No.	条文	まとめ資料	比較表	適正化予定内容
	7,00	ページ番号	ページ番号	まとめ資料)
				訓練 <u>設備</u> において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等を <u>つうじて</u> 現場技能向上への取組を継続的に実施する。
8	技術的能力審査基準1.0	1.0.9-5	1.0.9-17	比較表) 訓練 <u>施設</u> において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等を <u>通じて</u> 現場技能向上への取組を継続的に実施する。
				まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。
9	技術的能力審査基	1.0.9-補足2-1	1.0.9-61	まとめ資料)プラント運転中では安全確保上難しいことから、プラント停止中に実施する訓練として位置づけ、 比較表) プラント運転中では安全性確保上難しいことから、プラント停止中に実施する訓練として位置づけ、
	準1.0	1.0.9- 及2-1	1.0.9-01	比較表をまとめ資料の記載内容に修正する。
以下,	No.10~17は, 誤記	等について、記載の適正化	L 七予定の内容をリスト化した。	下線部は適正化部分を示す。
	·	·		以下の記載を適正化する。
10	技術的能力審查基準1.0	全般	全般	誤)可搬型温度計測装置 正)可搬型温度計測装置 <u>(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</u>
11	技術的能力審査基準1.0	1.0.1-7	1.0.1-11	表の項目欄(No,項目,技術的能力 対応手順,等)を追加。
12	技術的能力審査基準1.0	1.0.3-6	_	「図1 予備品等の保管場所及びアクセスルート」黄色枠線付け忘れ及び凡例枠見切れ修正。
13	技術的能力審査基準1.0	1.0.4-1	1.0.4-2	以下の記載を適正化する。 誤)具体的には,技術的能力1.13「 <u>重大事故等の収束</u> に必要となる水の供給手順等」にて示す。 正)具体的には,技術的能力1.13「 <u>重大事故等時</u> に必要となる水の供給手順等」にて示す。
14	技術的能力審査基準1.0	1.0.6-別紙1-3	1.0.6-151	以下の記載を先行プラント審査実績を反映し適正化する。 「表5 現場における運転員の作業の作業に関し考慮した事項」のうち「その他」及び「作業時間」項目の時間 誤)空白 正) -
15	技術的能力審査基準1.0	1.0.12-9	1.0.12-25	「図5 泊発電所の原子力防災組織の変更」における変更前の発電所対策本部体制を以下のとおり適正化する。 誤)「復旧班」 正)「電気工作班」,「機械工作班」,「土木建築工作班」
16	技術的能力審査基準1.0	1.0.14-42~47	1.0.14-44~49	以下の記載を適正化する。 誤) <u>重大事故等の収束</u> に必要となる水の供給手順等 正) <u>重大事故等時</u> に必要となる水の供給手順等
17	技術的能力審査基準1.0	-	1.0.15-11	以下の相違理由について,適切な記載箇所に修正する。 相違理由欄 5項目,【大飯】記載方針の相違